

桑折町読書活動推進計画

改訂版



〈朝の読書〉



〈母親ボランティアによる読み聞かせ〉



〈児童会図書委員会による読み聞かせ〉

平成25年3月

桑折町教育委員会

は じ め に

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」より）

本を読むことによって、子どもは新しい世界を知り、新しい自分を発見することができます。また、良い本との出会いで、こどもは多くのことがらを学ぶとともに豊かな人間性が育まれていくものと思っております。

しかしながら、様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が進んでいる現状にあります。

このような中、桑折町教育委員会では、子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、平成22年9月に「桑折町読書活動推進計画」を策定し、こども園や小中学校、各公民館において読書活動を推進して参りました。

併せて、平成24年9月には、貸出の効率化や利用者の利便性の向上を図るために、学校図書や公民館図書のバーコード化と図書のネットワーク化を図り、町内の小中学校、公民館で所有している図書の検索が可能になりました。

さて、今回、上記の「桑折町読書活動推進計画」の見直しを図るために、幼稚園から中学校までの子どもと保護者を対象に「読書に関する調査」を行いました。

2年前と比較すると、本町の子どもの読書冊数は、小学校で1ヶ月平均6冊から7.2冊、中学校では1.2冊から1.8冊とわずかではありますが増えております。

しかしながら、幼稚園の保護者への調査では、子どもが幼少期から絵本やお話に親しむことの大切さをほとんどの保護者が理解しているにも関わらず、ほぼ毎日、家庭で読み聞かせをしている保護者が27%、1週間に1日以上が41%という現状も明らかになりました。

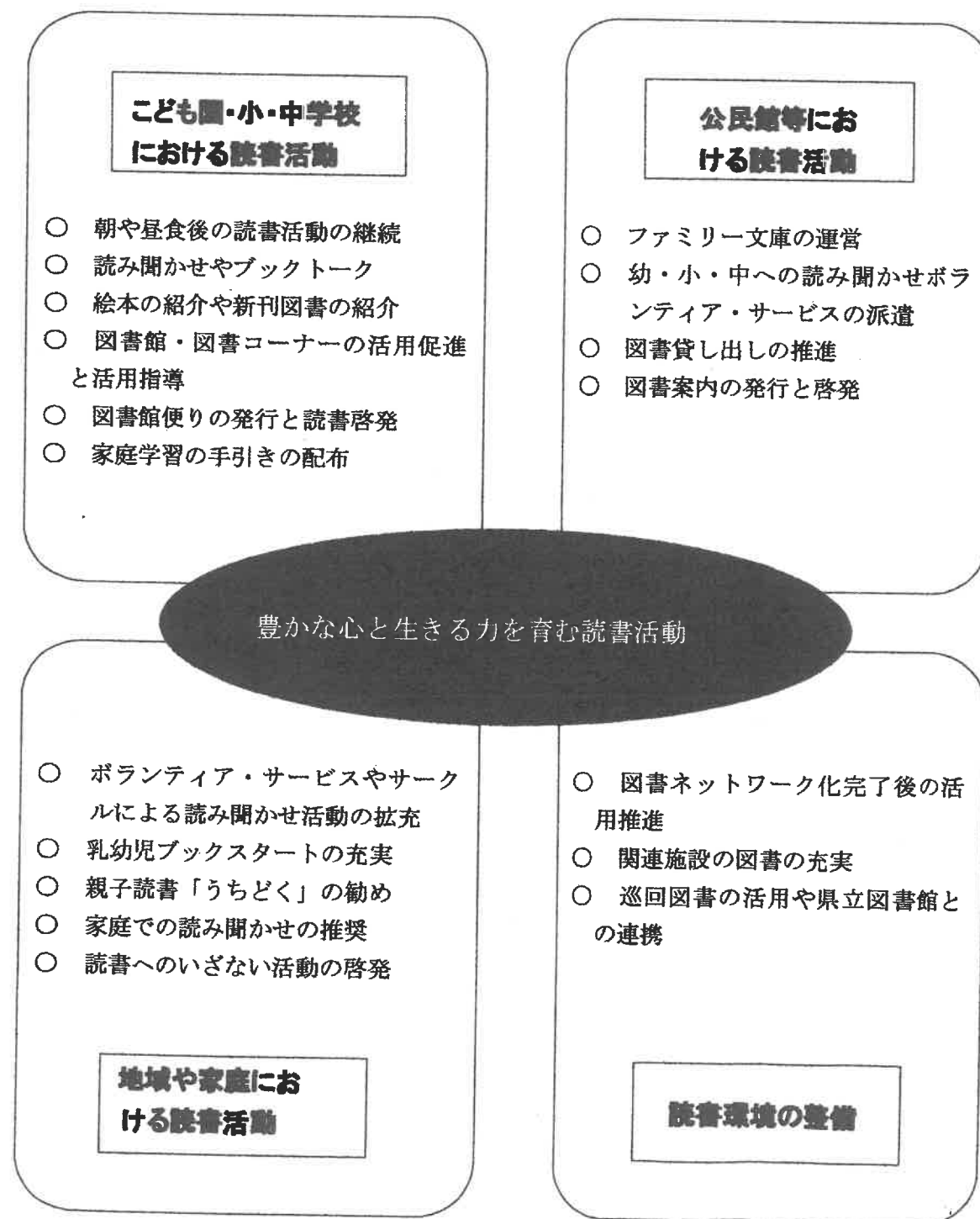
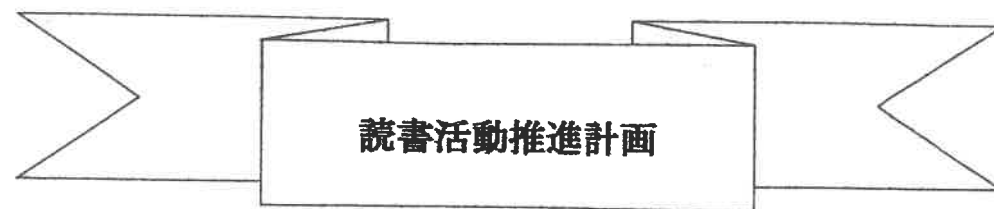
小中学校では、読書に親しむ習慣作りや読書環境の工夫、家庭での読書習慣づくりなど読書活動推進上の課題が明らかになりました。

この「桑折町読書活動推進計画」(改訂版)は、これらを踏まえて見直しを図ったものです。町をはじめ家庭、地域、学校で子どもの読書活動に関わるすべての皆様には、この計画の意図するところをご理解いただき、桑折町の未来を担う子どもたちが人生をより深く生きていくことができるよう一層推進させていただけることを期待しております。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

桑折町教育委員会教育長 安藤 重男



第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

読書は、子どもの心を豊かにし「豊かな人間性」を育むとともに、主体的に学んだり創造的に考えたりする「生きる力」や態度を培います。

子どもは、読書活動を通して想像力や感性を磨き、文字や言葉を使って論理的に考えたり、感情豊かに感じ合ったり伝え合ったりするための「言語」を身につけていくことができます。また、読書活動を通して幅広い知識を身につけ、正しい判断力や創造的な思考力を向上させたり必要な情報を選択して活用したりする能力を培っていくことができます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（資料2）が平成13年に施行された後、翌年、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（資料3）が決定されました。また、平成17年には、「文字・活字文化振興法」が施行され、豊かな人間性を育てていくための子どもの読書活動に関する法的な環境は整いました。

本計画は、将来を担う子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、[こども園・小・中学校における読書活動]、[公民館等における読書活動]、[地域や家庭における読書活動]、[読書環境の整備]の視点から総合的な読書活動を推進し、読書を通して「生きる力」の中でも特に「豊かな人間性」を育むことを目的として策定するものです。

2 本町における読書活動の現状と課題

〈本町における「読書に関する調査（平成21年度・平成24年度）」から〉

- 「幼児期における読み聞かせ」や「幼児期に昔話や物語を聞く」といった体験は、幼児の年齢が上がるにつれて減少傾向を示し、両親や祖父母といった家庭における「読み聞かせ」や「昔話や物語を聞く」ことなど、乳幼児を将来の読書へいざなうための働きかけが少なくなります。また、「読書したきっかけ」や「読んだ本を手に入れた方法」の調査でも、「家族に紹介された」や「本屋で見つけた、本屋で買った」を選択した人数は少なく、家庭での初期読書へのいざないや読書習慣づくりなど、家庭における読書環境が変化しつつあります。

これらのことから、乳幼児期における家庭の読書環境づくりや家庭における読書習慣づくり「うちどく」などを啓発していく必要があります。

- 小学校では意図的な読書指導が行われていますが、小学校高学年から中学生にかけて読書離れが起こっています。特に中学生になると、生徒の1ヶ月あたりの平均読書冊数が、平成21年度調査で1人1冊程度に落ち込み、学校図書室を利用する生徒も激減します。24年度の調査では1人2冊程度です。読んだ生徒のほとんどが「本屋で見つけ、自分で買って読んだ」と答えており、中学校では、いかにして生徒の意識を学校図書室に向けるかが課題です。

これらのことから、小中での図書館教育に関する情報交換、中学校進学時からの読書指導

や学校図書室を活用した読書習慣づくりに努めていく必要があります。

- 公立図書館がないために、町には図書館司書がいません。町の図書施設と学校図書室とのネットワーク化を進め、読書活動の拡大を図るとともに、町全体の読書活動を計画的に進めていくためにも町図書館司書等の役割を担う職員の配置が必要であると考えます。

以上のことから、今後、特に以下の3点に取り組み、生涯に亘って読書に親しむ習慣づくりを推進していきます。

- ◇ こども園・小・中連携による一体的な読書活動を推進していきます。
- ◇ 家庭における読書習慣づくりのため、家庭・地域を巻き込んだ読書活動を推進していきます。
- ◇ 学校図書室と町の図書施設とのネットワーク化完了後の活用システムを整備し、図書の交流を推進していきます。

3 本町における読書活動推進のための組織と活動計画

(1) 組織

推進委員長	桑折町校長会	校 長	
アドバイザー	桑折町教育委員会	教育指導主事	
推進委員	桑折町こども園長		
	醸芳小学校	図書館教育担当	
	睦合小学校	図書館教育担当	
	半田醸芳小学校	図書館教育担当	
	伊達崎小学校	図書館教育担当	
	醸芳中学校	図書館教育担当	
	公民館	図書館教育担当	

(2) 活動計画

月 日	推進委員会	主 な 活 動 内 容	備 考
4 月 日 ()	第1回推進委員会	役員選出 年間活動計画	
6 月 日 ()	第2回推進委員会	各学校・園・公民館の活動紹介 今年度の課題と改善策 実態調査の内容検討	
12 月 日 ()	第3回推進委員会	各学校・園・公民館の活動紹介 実態調査と集計・考察	
2 月 日 ()	第4回推進委員会	今年度の成果と課題 推進計画の改善	

第2章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが読書を通して豊かな心や表現力、想像力を身につけるためには、自ら主体的に読書を楽しむことができるよう、人的・物的・運営的環境を整えることが重要です。

そのためには、幼児は家庭やこども園、また、小・中学生は学校や家庭において、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、町民ボランティア等との連携を図りながら広く読み聞かせや読書の機会の充実を図り、読書環境を整えていくことが必要です。

町教育委員会は、これらの環境を整えるため、家庭への啓発や中央公民館をはじめ地区公民館の図書の整備・充実を図ります。さらには、こども園や学校等の読み聞かせや読書活動を推進し、読書に親しむ機会の充実を図るとともに、家庭や地域並びにそれぞれの機関が果たすべき役割を明確にしながら、子どもの読書活動を総合的に推進することとします。

2 子どもが読書に親しむ環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもを持つ親の理解と役割意識が必要です。乳幼児は両親及び家族の深い愛情によって育まれます。また、児童生徒は、本を読んでもらったり、良書を親や友人に薦められたりして、読書の楽しさを学んでいきます。したがって、子どもを持つ親や家族を対象とした絵本等の読み聞かせの研修会や広報等による啓発、読書ボランティア活動の充実をはじめ、こども園・小・中学校における教師や保育士による読書活動の推進を図ります。

また、子どもが集まる公民館や学校の図書室の充実を図り、子どもが本と出会える環境を整備し、子どもが読書に親しむことができるように多くの機会と場を提供します。

3 子どもが読書に関わる関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、中央公民館や地区公民館の図書コーナー、こども園・小・中学校の絵本を含めた図書の整備と充実が必要です。そのために、町は必要な予算を計画的に計上し、良書の購入を進めます。

平成24年度、インターネットのランを整備して、学校や各公民館の蔵書の検索をコンピュータで行えるようにしました。平成25年度以降、その活用の推進に努めます。

また、町図書館司書等の役割を担う人材の育成を図るとともに、保護者やPTAと連携協力し、「ノーテレビ・ノーゲームデー」「親と子どもの読書の日（うちどくの日）」を設定するなどして、子どもの読書力を高めます。

第3章 子どもの読書活動推進に関する具体策

1 こども園・小学校・中学校における読書活動の推進

- 朝や昼食後の読書活動の継続
- 読み聞かせやブックトーク
- 絵本の紹介や新刊図書の紹介
- 図書室・図書コーナーの活用促進と活用指導
- 図書室便りの発行と読書啓発
- 家庭学習の手引きの配布

(1) こども園における読書活動の推進

乳幼児期は、心身の発達が著しい時期であり、周囲の環境からの影響を最も受けやすい時期です。本能ともいえる快・不快の感情から始まり、様々な体験を通して得られる喜怒哀楽を含む豊かな心や感性、想像力、表現力の基盤が作られる重要な時期にあたります。また、言語面でも、言葉の習得から始まり、幼児期の終わりまでには日本語の話し言葉の基本が習得されるようになる時期です。さらには、自我の芽生えや自己肯定感、集団生活の中での社会性が育まれるなど人間形成の上でもとても大切な時期です。乳幼児期からの絵本やお話の読み聞かせなど様々な読書体験は、これらの発達・成長を促すうえで大きな役割を果たします。

本町のこども園では、読書活動を推進するため、「絵本に親しむ活動の指導計画」を作成し、お話会の開催や日々の読み聞かせ、絵本タイムの設定や絵本コーナーの設置など具体的な取り組みをしています。また、年齢ごとに読み聞かせ経験をさせたい絵本やお話を選定するなど、こども園内のすべての幼児が共通の経験を持てるようにしています。

今後、こども園では、更なる幼児の想像力や表現力、感性、語彙力などを高め、豊かな心と生きるための様々な力を育むとともに、学童期以降に身につく読書の基礎習慣の基盤づくりのため、「絵本に親しむ活動の指導計画」の改善・充実を図ります。また、自らが絵本やお話に興味・関心を持ち主体的にかかわろうとする幼児を育てていくために、図書予算の確保や町図書室との連携を図り、図書の整備と充実努めるとともに、保育士や教師の豊かな感性、読書活動に関する知識や指導技術の向上のための研修を行い、良書の提供をしていきます。さらには、家庭との連携を図り、いつでも、どこでも絵本やお話に触れることができる読書環境づくりに努めます。

- 教師による毎日の読み聞かせを通して、絵本やお話に触れる機会の充実を図ります。
- 保護者や地域の人と連携し、定期的にお話会を開催することにより、絵本やお話に触れる機会の充実を図ります。
- 絵本タイムを設定し、本に親しみやすい環境づくりに努めます。
- 絵本コーナーを設置し、本に親しみやすい環境づくりに努めます。

- 保育士・教師の読書・読み聞かせに関する知識や指導技術を高めるため研修に努めます。
- 質のよい絵本・お話の提供に努めます。
- 計画的な図書の購入や町図書室からの巡回図書及び随時の貸出を受け、読書環境の充実に努めます。
- 保護者への読書活動の広報・啓発を行い、家庭における読書活動を推奨します。

(2) 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校の年代は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。

基礎的な読書能力や習慣が身につくのが小学校の時期にあたり、中学校の段階になると読書を通して主人公の生き方に深く感銘したり、批判したりする能力が芽生え、さらに、情景や背景を想像したり、主人公と自分の生き方とを照らし合わせたりしながら読みを深めるなど主体的に読書活動を行い、成人としての読書水準に近づいていきます。このように、学校図書は、児童生徒の自主的・主体的な学習活動を可能にする教育的環境として、また児童生徒の豊かな人間形成に資する場として、教育的意義が大いにあります。

また、小・中学校では、「総合的な学習の時間」などにおいて「自ら学び自ら考えること」や「学び方を学ぶ」等の機会が増加します。児童生徒の「図書室を活用する力」を育むことは「自ら主体的に学ぶ」能力を育成するうえでも、極めて大切な活動です。そのためには、学校図書室を「読書センター」としてだけでなく、「学習・情報センター」として充実させていくためにも学校経営に具体的に位置づけ、短期・長期の計画を立て、図書館教育を推進していくことが必要です。

アンケート調査からも、小学生は読書のきっかけの場や本を手にする所はほとんど図書室であり、図書室の充実を図っていくことが今後とも重要であります。また、中学生は、あまり図書室に通っていないようなので、いかにして図書室から書籍を借りる機会と場を設定していくかが今後の課題であります。

町では、毎年図書購入の予算を配当し、いつでも豊富な図書の中から読みたい本を自由に選ぶことができるよう各学校の図書の整備と充実を図っています。さらに自校の学校図書室と他の学校図書室や中央公民館とのネットワーク化を完了し、読書活動の拡大を図っていきます。また、家庭・地域に啓発を図りながら、読書活動を充実させていきます。

- 学校経営の重点事項の一つに学校図書館教育を位置づけています。
- 学校図書館教育年間指導計画（長期・中期・短期）を作成しています。
- 「読み聞かせ・読書学習自校プラン」等を作成しています。
- 学校図書館教育のための組織が有り、役割分担が明確で協働体制がとれています。
- 学校図書館司書がいます。（12学級以上の学校）
- 学校図書館教育について研修を行っています。
- 日課表に朝などに「読書の時間」を位置づけ主体的に読書活動をしています。
- 読み聞かせやブックトーク等により絵本などに触れ合う機会を設けています。
- 読書冊数の調査や「奨励賞」制度の設置など、子どもの読書に対する奨励活動を行い、

読書意欲の向上を図っています。

- ☐ 児童会委員会（図書委員会）の活動が創意工夫され、自主的な活動がなされています。
- ☐ 調べ学習の場として、コンピュータ室との関係ができています。
- ☐ 学校間やボランティア、PTA との連携等により、「おはなし会」や「読み聞かせ会」等の事業を推進しています。
- ☐ 「図書だより」を発行したり新刊図書を紹介したり、家庭学習の手引きを配布するなど、児童生徒や保護者に対して図書の情報提供や読書に関する啓発を行っています。
- ☐ 他校や公民館とつながった図書ネットワークを活用し、読書量を増やしています。

2 公民館等における読書活動の推進

- ☐ ファミリー文庫の運営
- ☐ 幼稚園、小・中学校への読み聞かせボランティア・サービスの派遣
- ☐ 図書貸し出しの推進
- ☐ 図書案内の発行と啓発

(1) 中央公民館における読書活動の推進

町の中央公民館は、小・中学生はもちろんのこと、町民にとっても、立ち寄りやすく、気軽に活用しやすい施設になっています。

この施設を読書活動の拠点として整備することは、町立図書館のない本町にあっては喫緊の課題であると考えます。

また、図書室の他に各地区公民館の目につきやすい場所に読書コーナーを設置するなどして、子どもからお年寄りまで、いつでも本に親しめるような環境づくりに努めます。

(2) 地区公民館における読書活動の推進

地区公民館は、生涯学習における地域の拠点施設として、多くの町民の学習機会の提供に寄与しています。現在、四つの地区公民館すべてにおいて図書コーナーを設置しています。また、地区公民館は、地域の子どもたちが様々な自由な活動のできる場としても利用されています。現在、各地区公民館の蔵書は少なく、新刊図書の購入冊子も少ないことから、これらの充実を図っていくことが課題となっています。

したがって、今後、地区公民館の図書を整備し、子どもの読書活動を推進することが必要になります。そのための整備を計画的に進めるとともに、地域のボランティアと協力しながら地域の子どもを中心とした読書活動を進めていきます。

- ☐ 青少年教育事業である読書に親しむ機会をさらに充実します。
- ☐ 図書の計画的な購入と廃棄を行い、読書環境を積極的に整備します。

- ☐ 公民館事業の中で、読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成を図るとともに活動の場を提供します。

3 地域や家庭における読書活動の推進

- ☐ ボランティア・サービスやサークルによる読み聞かせの拡充
- ☐ 乳幼児ブックスタートの充実
- ☐ 親子読書「うちどく」の勧め
- ☐ 家庭での読み聞かせの推奨
- ☐ 読書へのいざない活動の啓発

家庭は子どもにとって最も安心して生活できる居場所です。また、家庭は子どもが家族の一員として共同生活を営むうえで欠かすことのできない憩いの場所でもあります。

このように潤いのある家庭の中で、親や家族が心を込めて本を読んであげるとは、子どもにとって楽しく幸せな時間であると同時に、親と子が心ふれあう大切な時間でもあります。こうして、親と子の絆は深められ、子どもは心豊かに成長していくものです。

また、地域においては、地域の伝統行事や公民館における子どもを対象とした事業等を通して、子どもの健やかな成長に資することが求められています。

このような家庭や地域における子どもとの関わりを通して、読書活動を進めるための基盤づくりに努めていくことが今後必要です。

そこで、町教育委員会では、「子どもの読書習慣を培うのは家庭である」こと、また、家庭での読書が意識して実践されていない実態（資料1参照）より乳幼児からの読み聞かせ活動と親子読書を奨励します。家庭における読書活動への理解と関心を高めさせるため、生活習慣育成とも関連させ「ノーテレビ・ノーゲームデイ」「テレビダイエット」などのスローガンとともに親子読書「うちどく」の啓発に努めます。

また、地区公民館においては、蔵書の整備を図るとともに、子どもの読書活動に関する行事を企画するなど、家庭と地域が協力して読書活動の推進に当たるように努めます。

4 読書環境の整備

- ☐ 図書ネットワーク化完了後の活用推進
- ☐ 関連施設の図書の充実
- ☐ 巡回図書の活用や県立図書館との連携

桑折町のすべての子どもたちが、本に親しめる環境を整備するために、子どもの読書にかかわるすべての家庭や地区公民館等の関係機関に対し、読書の楽しさや大切さについて広報・啓発活動を行います。特に、乳幼児期における昔話や絵本の読み聞かせの重要性を両親・

祖父母へ啓発し、実行されるよう努めます。

また、読書環境整備の充実に向け、各小中学校と公民館の図書室がコンピュータでつながり他校や公民館の蔵書を検索できる図書ネットワークの仕組みができあがりました。この仕組みを有効に活用し、桑折町内の児童・生徒が多くの本を読書することができるようなシステムを構築し推進していく必要があります。

子ども読書活動の推進をきっかけに、「読書の町」を目指します。
さらに、子どもの読書活動を推進するために、町広報による啓発活動の推進や「読み聞かせボランティア団体」の情報・収集と提供に努めるとともに、関係機関と連携した「蔵書に関する資料」の提供を進めます。

子どもの読書環境の整備と支援に関しては、本計画を効果的に推進していくために県教育委員会や他市町村、及び県立図書館等の関係機関との連携・協力を推進します。

なお、本計画を推進するにあたっては、子どもの読書活動が本計画の目的を有効に達成できるように、定期的に計画の進捗状況を把握し評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討を行うこととします。

【図書のネットワーク化に伴う図書借覧システムの活用推進について】

〈借用手順〉

【基本的な借り方】

- ① 自分の学校において他校の蔵書を検索し、借りたい本を探す。
- ② 借りたい本のリストを形式Aで2部作成し、1部借りたい本がある学校に送付する。
- ③ FAXが送られたきた学校の図書主任は、本を探し、貸し出す先の学校のバーコード操作をし、FAXと共に本ボックスに入れ準備しておく。
- ④ 文書便（町教育委員会町職員）で、借りたい学校へ届ける。
- ⑤ 読み終わった本は、FAX(形式A)に返却事項を記入し、本ボックスに入れ準備しておく。
- ⑥ 文書便（町教育委員会町職員）で、借りた学校へ返す。
- ⑦ 借した学校で返却を確認し、バーコード操作をし、押印してFAX(形式A)を保管する。
- ⑧ FAX（形式A）は借りた学校にも1部保管し、後で町内の借覧状況を把握するための資料とする。

【他の借り方】

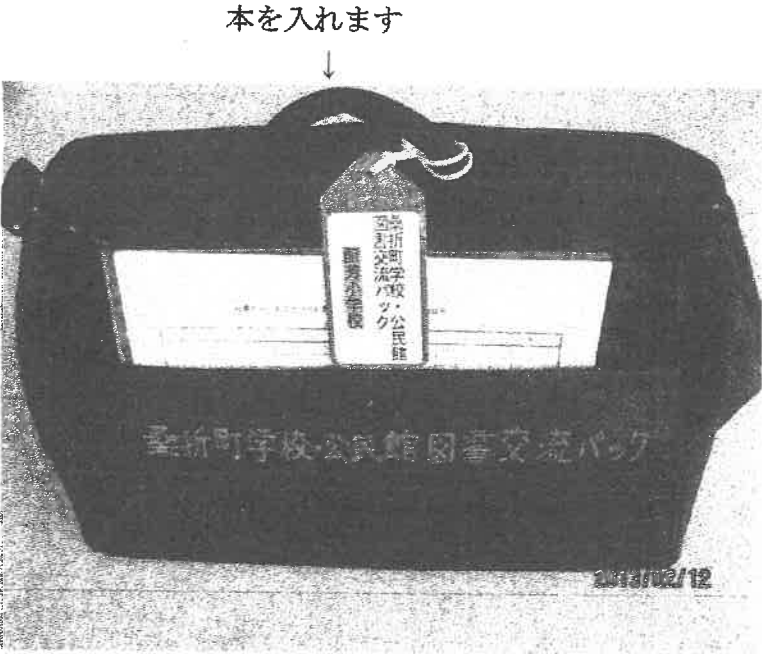
上記の借り方では、借りたい本が手元に届くまでは数日以上かかる。すぐに読みたい場合は、教員が直接他校に出向いて行って借りてもいいが、あくまでも、校長判断とし、出張扱いとすること。FAX（形式A）の保管は上記と同様にする。

○ 図書借用FAX用紙（形式A） () 小学校

借用者名	借 用 先	借りたい本	登録番号	借りた日	印	返した日	印	備考
	〇〇小学校							
	〇〇公民館							

借用者印 受取者印

○ 図書交流バック



資料

- 1 「アンケートの結果と考察」
- 2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日公布）
- 3 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成20年3月11日閣議決定）

読書に関する調査

平成24年11月の1ヶ月調査

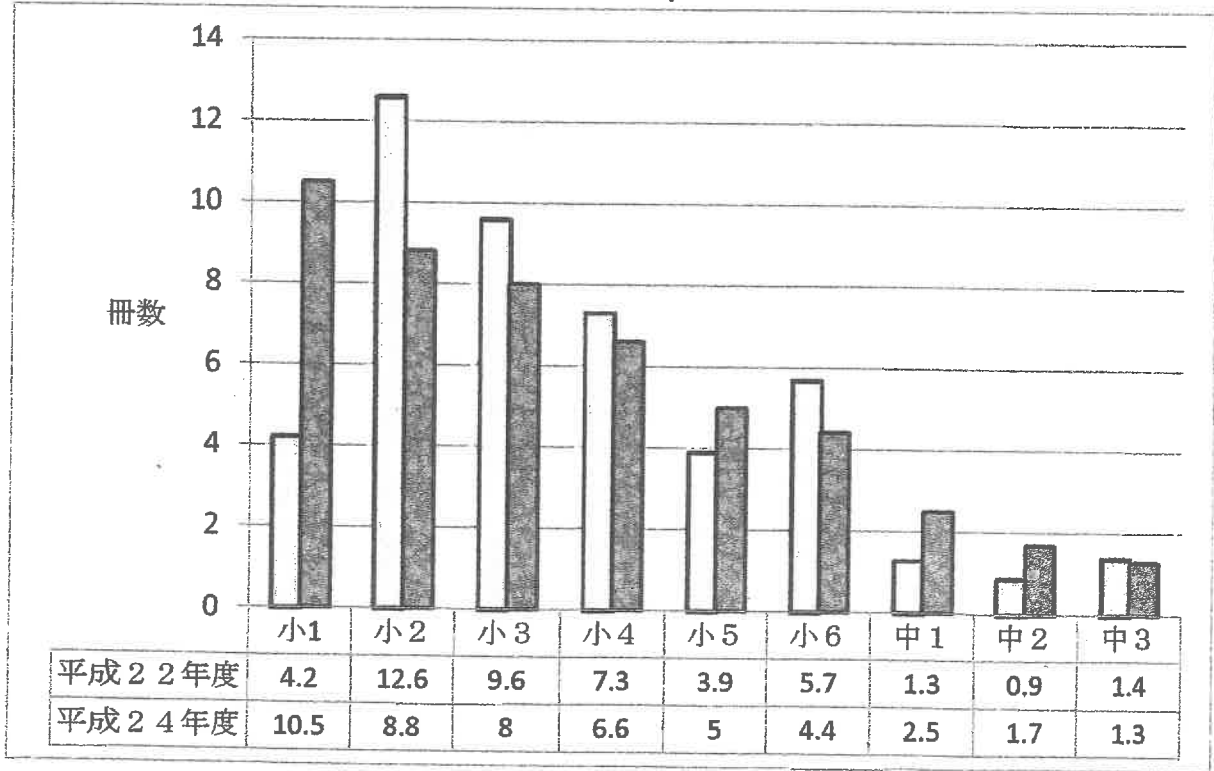
【調査人数】

	桑折町内全児童						学級を選択		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
人数	82	95	109	106	116	96	28	28	31

【1ヶ月の読書冊数】

2012年11月

選択肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3
0冊	1	2	1	3	6	5	0	12	5
1冊	1	5	3	15	19	16	6	2	19
2冊	1	11	4	6	12	12	15	5	5
3冊	5	11	4	15	12	18	6	4	0
4冊	9	2	3	10	24	11	0	3	1
5冊	6	5	9	10	10	7	0	1	0
6冊	1	4	16	11	5	5	0	1	1
7冊	3	2	7	4	5	2	0	0	0
8冊以上	55	53	62	32	23	20	1	0	0
読書冊数合計	857	834	876	695	576	420	69	47	39
平均読書冊数	10.5	8.8	8.0	6.6	5.0	4.4	2.5	1.7	1.3



【考察】

- 小学校高学年から中学生にかけて、読書の冊数は少なくなっていく。あらゆる機会をとらえて、読書を促す働きかけが大切である。
- あまり読まない子、たくさん読む子と2極化が見られるので、個々に応じた読書指導を計画的に継続的に行っていかなければならない。
- 後の調査の「家庭での読書習慣」の様子を見ると、まだまだ家庭での読書の習慣は定着していない。家庭や地域と協力して読書量を増やしていかなければならない。

【読書したきっかけ】

〈桑折町 小学校〉

選択肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
友達に紹介された	11	6	2	3	2	1	25
家族に紹介された	12	10	5	5	2	1	35
先生に紹介された	11	3	0	3	7	0	24
教科書に載っていた	2	12	2	4	5	2	27
学校の図書室で見つけた	32	42	59	49	60	61	303
公共の図書館で見つけた	5	5	13	9	2	3	37
本屋で見つけた	5	6	25	18	9	20	83
新聞・雑誌・テレビなどで見た	3	0	0	0	0	0	3
その他	0	9	2	12	23	3	49
計							586

〈桑折町 中学校〉

選択肢	1年	2年	3年				計
友達に紹介された	1	6	0				7
家族に紹介された	2	2	3				7
先生に紹介された	0	0	0				0
教科書に載っていた	0	0	0				0
学校の図書室で見つけた	0	2	0				2
公共の図書館で見つけた	1	0	0				1
本屋で見つけた	22	6	18				46
新聞・雑誌・テレビなどで見た	1	0	4				5
その他	1	0	1				2
計							70

【本を手に入れた方法】

〈桑折町 小学校〉

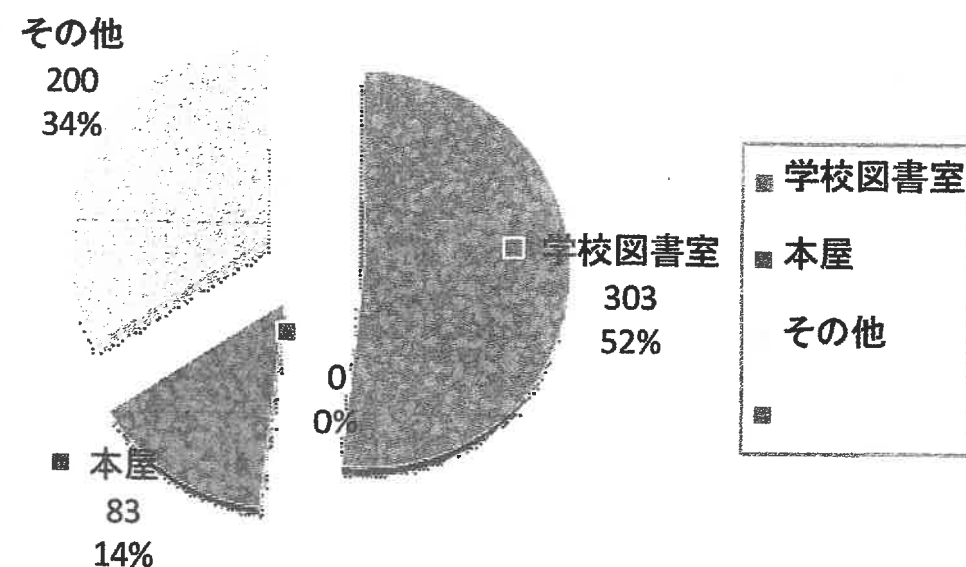
選択肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学校の図書室を利用した	68	67	69	60	66	61	391
公共の図書館を利用した	5	7	12	6	6	3	39
友達から借りた	0	0	4	0	0	1	5
自分で買った	8	6	22	9	22	23	90
その他	0	16	1	28	18	4	67
計							592

〈桑折町 中学校〉

選択肢	1年	2年	3年				計
学校の図書室を利用した	0	2	0				2
公共の図書館を利用した	1	0	0				1
友達から借りた	2	3	5				10
自分で買った	22	9	21				52
その他	3	2	0				5
計							70

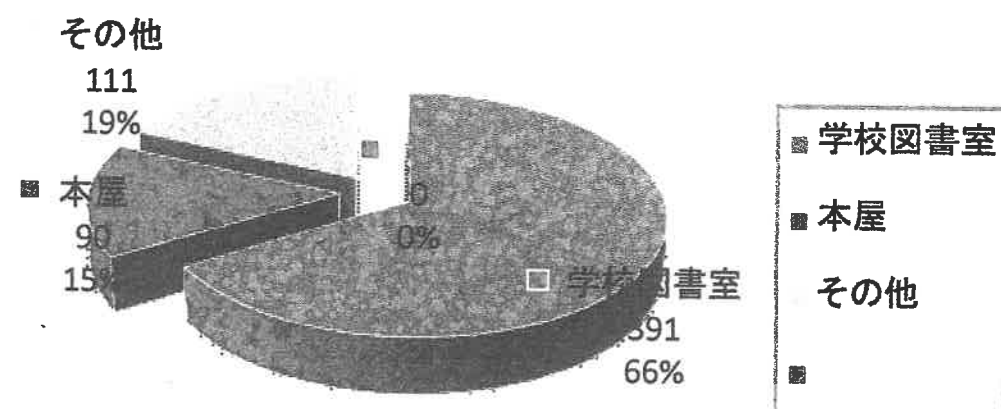
【読書したきっかけ】

〈小 学 校〉



【本を手に入れた方法】

〈小 学 校〉



【考 察】

- 小学生は読書のきっかけの場や本を手にする所はほとんど図書室であり、図書室の充実をさらに図っていくことが重要である。
- 中学生は、あまり図書室に通っていないようなので、いかにいして図書室から書籍を借りる機会と場を意図的に設定していくかが今後の課題である。

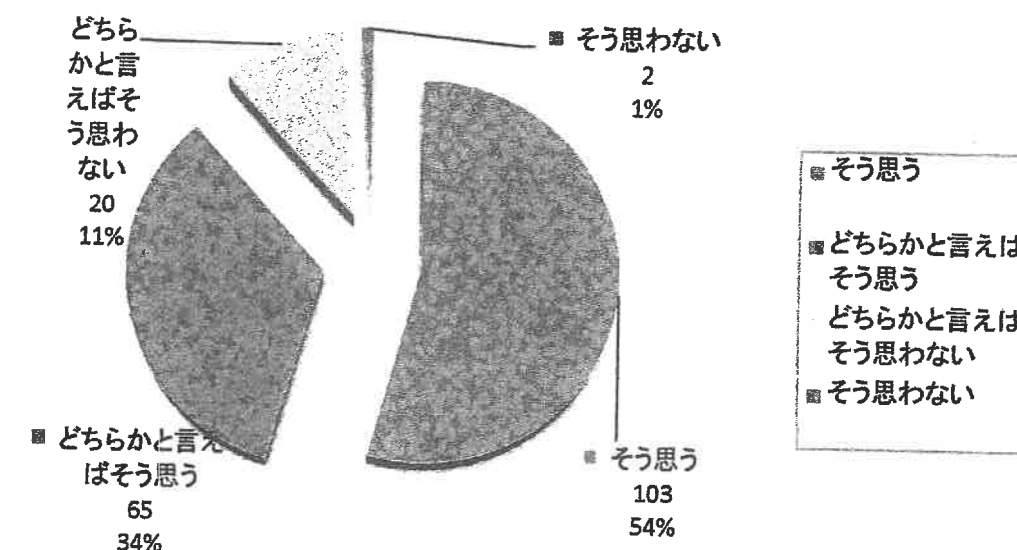
「読書に関する調査」をもとにした読書活動の傾向

=調査対象= こども園（町内4幼稚園）保護者190人

【幼稚園児の絵本やお話に対する興味・関心】

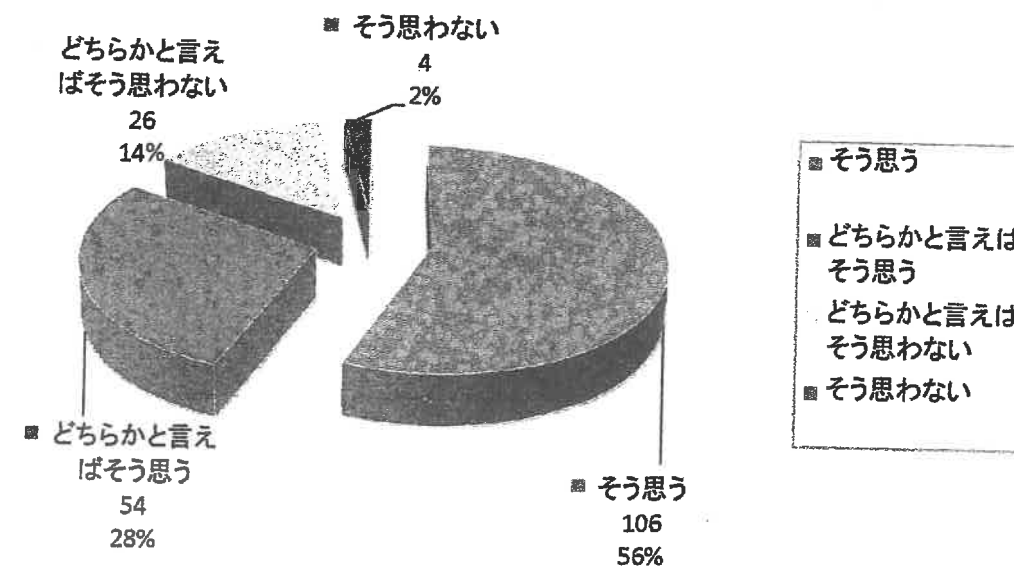
◆お子さんは絵本を自分から進んで見たり、読んでもらうよう促したりする。

項 目	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそう思わない	そう思わ ない
自分から進んで見る、読んでもらうよう促す	103人	65人	20人	2人



◆お子さんは、お気に入りの絵本やお話がある。

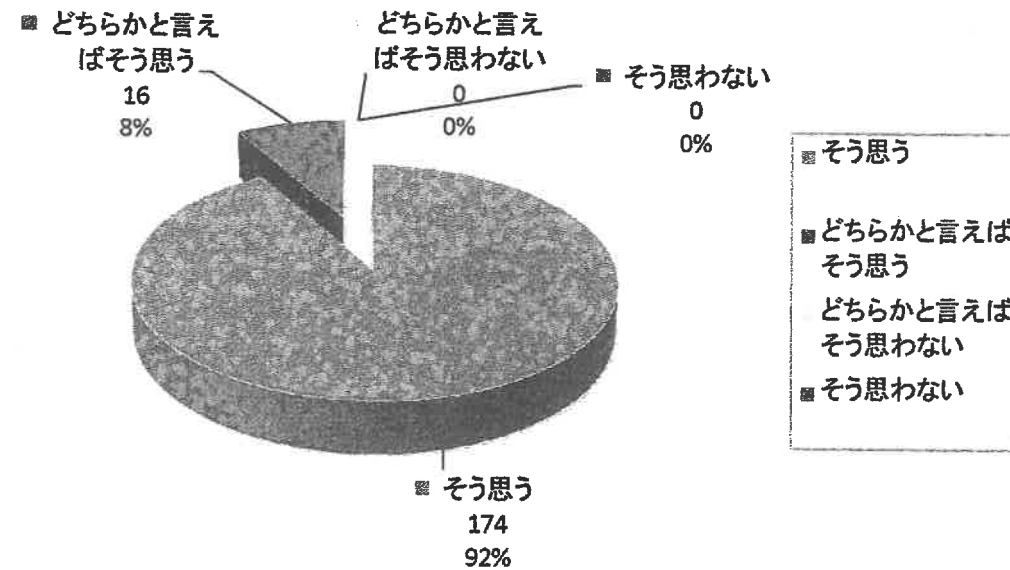
項 目	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらかと言え ばそう思わない	そう思わ ない
お気に入りの絵本やお話がある	106人	54人	26人	4人



【保護者の読書活動に関する意識】

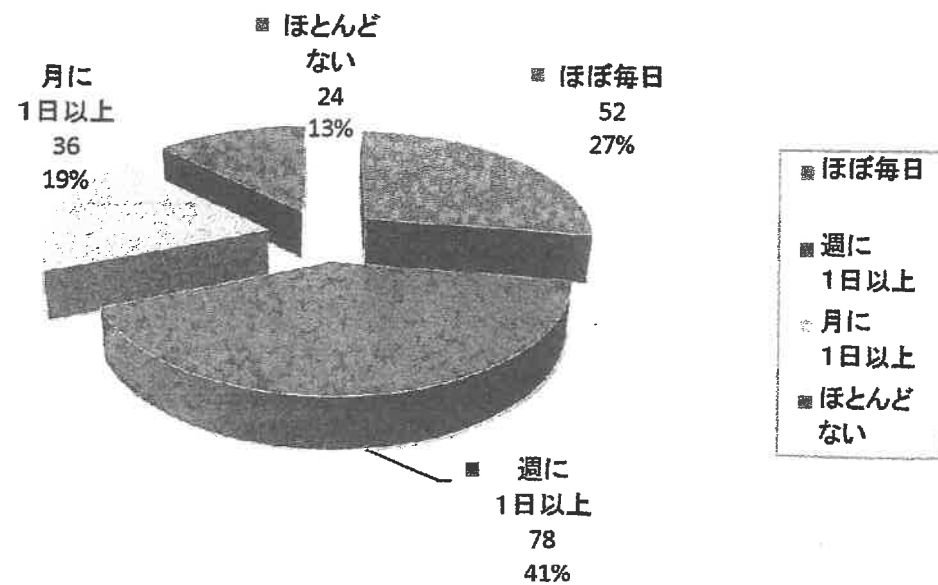
◆幼少の頃より、絵本やお話に親しむ機会を持つことはお子さんにとって大切なことだと思う。

項	目	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない
幼少の頃より絵本に親しむ機会を持つことは大切だと思う		174人	16人	0人	0人



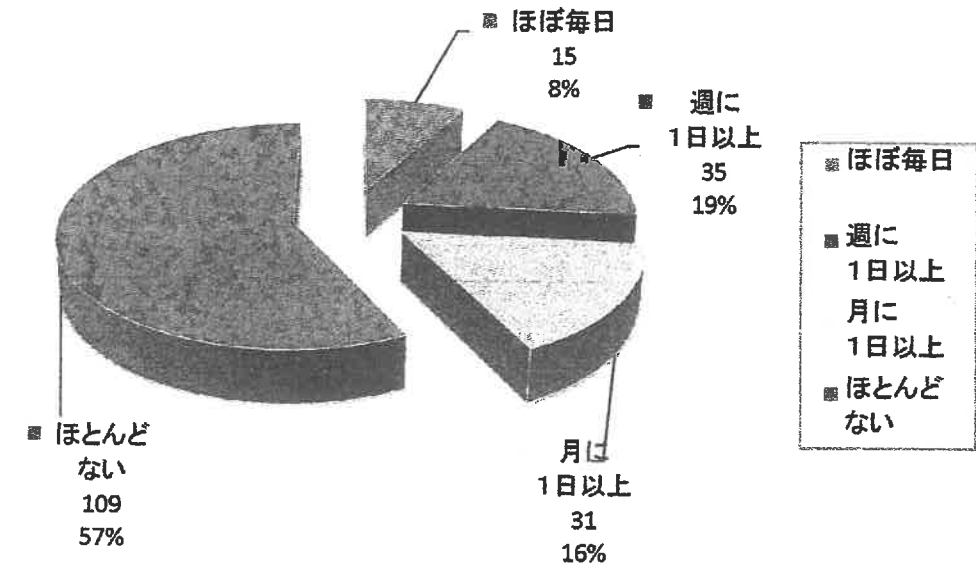
◆お子さんと一緒に絵本やお話を見たり、読み聞かせたりする時間を設けている。

項	目	ほぼ毎日	週に1日以上	月に1日以上	ほとんどない
絵本やお話を見たり読み聞かせたりする時間を設けている		52人	78人	36人	24人



◆保護者の方自身が、自分のための読書の時間を設けている。

項	目	ほぼ毎日	週に1日以上	月に1日以上	ほとんどない
保護者自身が、自分の読書の時間を設けている		15人	35人	31人	109人



【考 察】

本町の幼稚園における読書傾向として、こども園内の幼稚園全てにおいて、保育の中で教師による意図的な読書環境づくりをしてきている結果、幼稚園児本人による絵本やお話に関する関心度は高く、自分から進んで見たり、読んでもらうよう促したりする園児が全体の90%近くになる。その結果、自分なりにお気に入りの絵本やお話がある園児が80%を越し、絵本やお話を好んでいることが分かる。

また、保護者への調査では、幼稚園教育への理解や、園からの読書活動推進の啓発意図を汲み取り、幼少期から絵本やお話に親しむ機会を持つことの重要性については全ての保護者に理解されており、意識の高さが伺える。一方、家庭内での読み聞かせの状況を見ると、30%弱の保護者が「ほぼ毎日」と回答しており、意識との隔たりが見られる。更には、家庭の読書環境として、保護者が読書をする姿を園児が目にする機会があることも良い方向に働くことから、保護者自身が読書時間を設けているかを調査したが、「ほぼ毎日」と「週に1日以上」合わせても30%弱が設けていると回答するに止まっている。

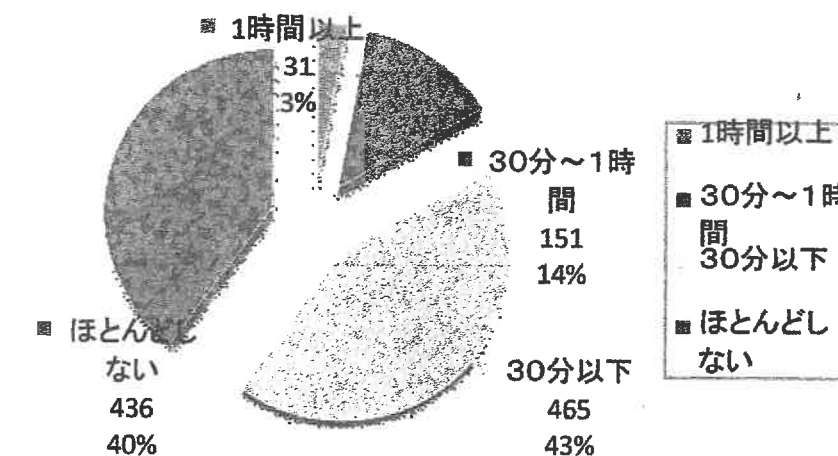
これらのことから、今後、こども園では、幼児自らが絵本やお話に興味・関心を抱くようにするために、幼稚園における読書環境の更なる充実を図る必要がある。また、家庭における読書環境を整えていくために、保護者の読書に対する意識の向上や実践への契機づくりをしていくなど家庭教育への支援が必要である。

【家庭での読書習慣調査】

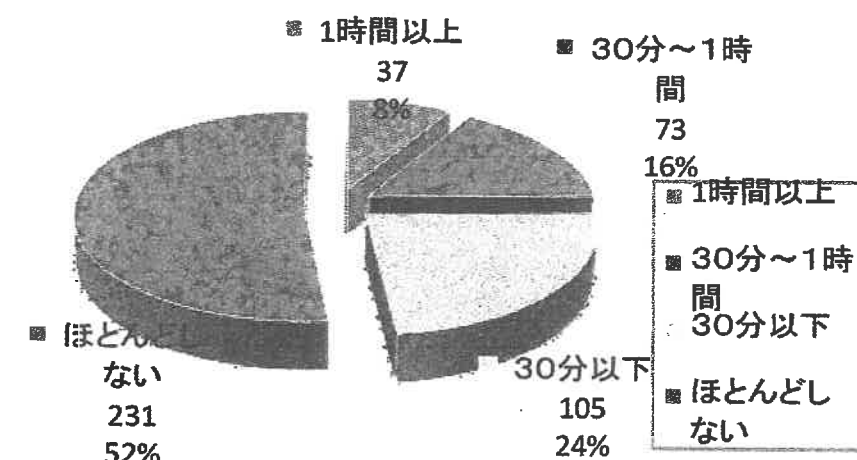
【家庭での読書習慣調査】

〈小 学 校〉

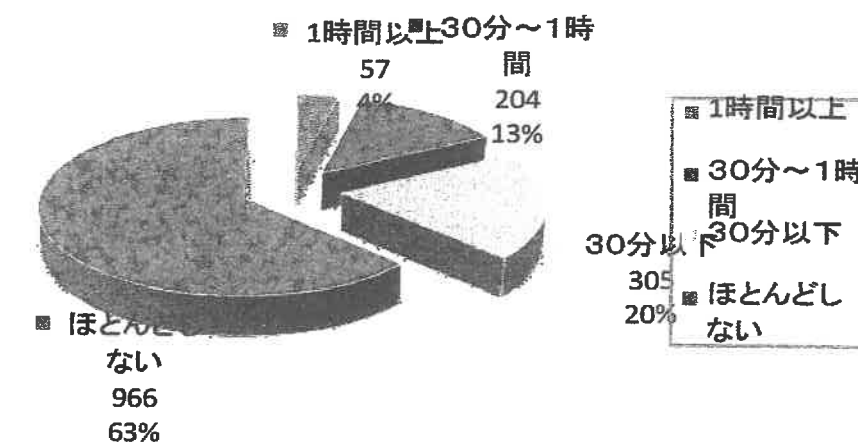
学校名 (桑折町立各小学校)																
学 年		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		学校全体		
アンケート提出数		74		91		87		92		103		94		541		
児 童	① あなたのお子さんは、どれくらいの時間 読書していますか。 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日															
	ほとんどしていない	15	26	12	37	30	34	39	45	49	59	41	49	186	250	
	30分以下	50	39	69	46	41	30	36	33	39	27	31	24	266	199	
	30分～1時間	9	7	10	7	14	19	15	9	11	11	20	19	79	72	
	1時間以上	0	2	0	1	2	5	2	5	4	6	2	2	10	21	
保 護 者	② 保護者であるあなたはどれくらいの時間読書していますか。 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日															
	ほとんどしていない	39	43	61	62	58	58	58	55	62	59	66	61	344	338	
	30分以下	24	20	21	16	21	14	16	17	24	23	17	14	123	104	
	30分～1時間	9	7	7	11	7	13	14	12	13	18	12	17	60	80	
	1時間以上	2	4	2	2	2	3	4	8	4	3	1	2	15	22	
家 庭	③ 家庭では、テレビを見ない、ゲームをしない日(ノーテレビノーゲームデー)を決め、読書をする日(うちどく)を設けていますか。															
	設けている	6		9		8		10		4		6		43		
	設けていない	68		82		79		82		99		88		498		



〈中 学 校〉

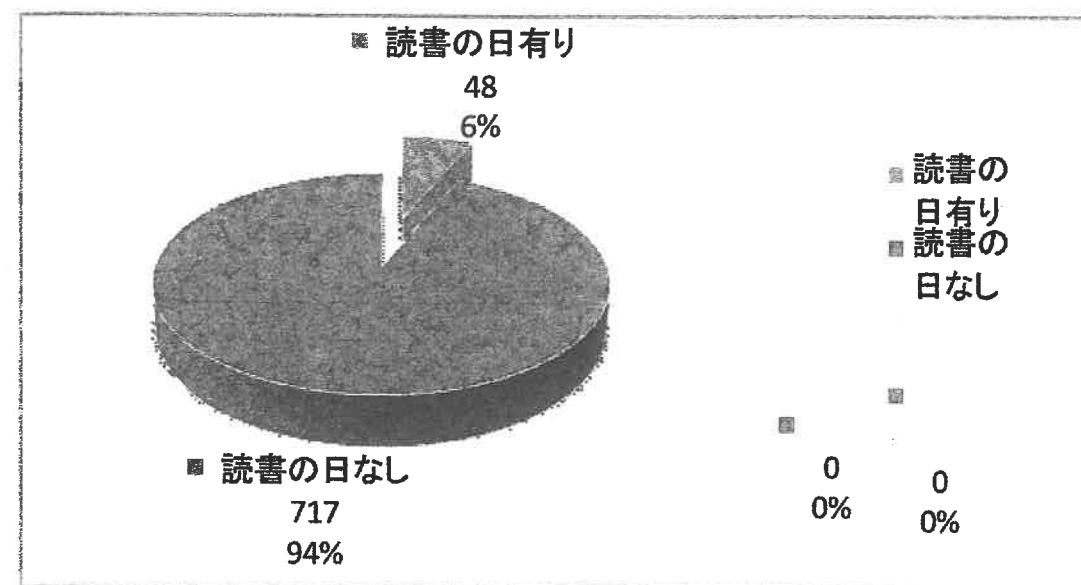


〈保 護 者〉



学校名 (桑折町立中学校)																
学 年		1 年		2 年		3 年								学校全体		
アンケート提出数		73		78		72								223		
生徒	① あなたのお子さんは、どれくらいの時間 読書していますか。 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日															
	ほとんどしていない	32	41	40	39	38	41							110	121	
	30分以下	30	14	19	20	15	7							64	41	
	30分～1時間	9	12	15	10	12	15							36	37	
	1時間以上	2	6	4	9	7	9							13	24	
保護者	② 保護者であるあなたはどれくらいの時間読書していますか。 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日 平日 休日															
	ほとんどしていない	49	48	54	50	42	41							145	139	
	30分以下	15	10	17	12	11	13							43	35	
	30分～1時間	9	13	5	11	14	12							28	36	
	1時間以上	0	2	2	5	5	6							7	13	
家庭	③ 家庭では、テレビを見ない、ゲームをしない日(ノーテレビノーゲームデー)を決め、読書をする日(うちどく)を設けていますか。															
	設けている	0		1		5								6		
	設けていない	73		77		67								217		

【「ノーテレビ・ノーゲームデイ」や「うちどく」の設定調査】



【考 察】

- 家庭で読書をしない小学生が40%、中学生が50%、保護にいたっては60%であり、家庭での読書の習慣は不十分である。
- 「ノーテレビ・ノーゲームデイ」を設定して、「うちどく」を行っている家庭は、小中学生の家庭で、1割にも満たない。
- 以上のことから、家庭や地域を啓発し、親子での読書活動の推進を図っていかなければならない。

資 料 2

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（抄）

平成20年3月11日閣議決定

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

【小学校・中学校・高等学校等】

1 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が新たに規定された。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされている。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要である。

2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。その際、知的活動（論理や思考）、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められる。このため、国語科を中核としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する。また、既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させる。さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

他方、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくことも重要である。このためには、司書教諭のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携を促していく。同時に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

(2) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク（注14）の活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進する。

（注14）視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行う。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。平成18年5月現在、小学校の69.6パーセント、中学校の16.3パーセントで、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている（注15）。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの

作成などの活動について、さらに地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図っていく。

(注15) 平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

(1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実

① 学校図書館資料の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成19年度から平成23年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料を、情報が古くなった図書等の更新を行いつつ、約2,600万冊整備することとして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。第一次基本計画期間の終了に際しても、なお、学校図書館図書標準の達成が十分でない状況を踏まえ、各地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、

他校の学校図書館や図書館等とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる。

平成18年3月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は47.8パーセントであり、そのうち校内LAN(情報通信網)に接続している学校図書館は54.8パーセントとなっている(注16)。また、平成18年5月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で37.6パーセント、中学校で38.5パーセント、高等学校で71.6パーセントである(注17)。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来から地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努める。

学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より地方交付税措置等による整備が進められている。平成19年3月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は35.0パーセントである(注18)が、接続率がおおむね100パーセントになるよう、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

(注16) 平成17年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省)より

(注17) 平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注18) 平成18年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省)より

(2) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教

論の講習を引き続き進めていく。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用をさらに充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。